

【平成24年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成24年12月12日 健康福祉委員長 岩隈 千尋

- 「議案第187号 川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第188号 川崎市理容師法施行条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第189号 川崎市美容師法施行条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第190号 川崎市興行場法施行条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 機械換気設備を使用する場合の空気環境の基準の一つである「客席の空中落下細菌数」の規定を削除することについて

空気環境に係る基準の項目において「客席の炭酸ガス含有率は100万分の1,500以下であること」、「客席の浮遊粉じん量は、空気1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること」と規定することで、客席における空中落下細菌数は問題ない量であると判断できることから削除することとした。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第191号 川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 浴槽水の水質検査の回数について

従来の県の条例において、水質検査は年1回であったが、レジオネラ症による死亡例や国からの指導も踏まえ、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水の水質検査については年2回以上とすることとした。

水質検査の結果にかかわらず、事業者は保健所へ報告しなければならず、菌が検出された場合には行政が立入調査を行い、配管や蛇口、ろ過器の排水口などを検査し、菌の発生場所を確認する。その際、事業者は清掃や消毒等の適切な措置を講じなければならない。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 192 号 川崎市公衆浴場法施行条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 193 号 川崎市クリーニング業法施行条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 194 号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 195 号 川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 196 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 197 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 198 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 199 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」  
《審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第 200 号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第201号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第202号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第203号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\*一人当たりの床面積について

一人当たりの床面積は10.65平方メートル以上が必要である。また、入所者のプライバシーに配慮し、個室への転換が可能となるよう工夫を行う場合には居室の定員を4人まで許容しており、4人の居室であれば床面積は4人分の42.6平方メートルが必要となる。

\*施設の廊下幅を緩和したことについて

廊下幅は、原則2.7メートル以上必要だが、廊下の一部の幅を拡張するなどにより、入所者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には1.8メートル以上に緩和することが可能であり、限られた土地に高齢者施設を建設するに当たり、ベッド数ができる限り確保するなど、土地の有効活用に資するものである。また、車椅子が廊下を往来する場合に、車椅子同士がすれ違うための目標である1.8メートル以上を確保することで円滑な往来に支障が生じないものとしている。関係局との協議や建築基準法等の関係法令との調整を行い、緊急時の安全性についても一定の要件を満たせば問題ないことを確認している。

\*条例の対象となる施設について

施行期日が平成25年4月1日となっており、着工が施行日以降の施設が対象となる。現在、工事中の施設や、施行期日前に着工する施設については、現状の基準に基づき計画されており、影響はない。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第204号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

## 《主な質疑・答弁等》

### \* 入所者の処遇の状況に関する記録の保存について

介護報酬の返還請求に当たり、請求の消滅時効に合わせ入所者の処遇の状況に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長した。記録の保存方法については、これまでの書類と合わせ電子データでの保存も検討している。

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第205号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第206号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第207号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について」

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第208号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第209号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第210号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第211号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第212号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第226号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\*会計基準の見直しによる影響について

今回の会計基準の見直しは、平成26年度から適用されることとなり、借入資本金の負債計上や引当金の計上義務化などがある。表面上の財務諸表は悪化するが、病院経営の実態に影響を与えるものではなく、今までどおり経営健全化計画にのっとり医療の質の向上、経営基盤の強化に努めていきたい。

《意見》

\*公営企業である市立病院は、公共の福祉に資することが求められており、不採算部門の閉鎖などが行われないよう、今後、公営病院としての役割を果たしていくほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第234号 川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\*市が直接、管理運営を行っている部門について

指定管理の対象となる3施設の1つである百合丘障害者センターは障害者更生相談所の分室、精神保健福祉センターの分室及び在宅支援センターで構成されており、このうち障害者更生相談所と精神保健福祉センターの分室については、引き続き市が直接管理運営を行うとともに、北部リハビリテーションセンター全体を取りまとめていく。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第235号　社会復帰訓練所の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第236号　川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 今後の地元ボランティアとの連携について

施設運営に当たっては、地元のボランティア活動は重要であり、指定管理予定者である社会福祉法人日本点字図書館から、今後も引き続きボランティアや利用者と連携していきたいとの提案があった。

\* 文化的な活動について

文化的な活動については、視覚障害者情報文化センターにおいて、事業として位置付けられており、社会福祉法人日本点字図書館では映画の鑑賞会や講演会を実施するなどの実績があり、文化、学習及びレクリエーション活動等の充実が期待できる。

\* 指定管理予定者の選定について

学識経験者及び財務の専門家を含む民間活用推進委員会における選考であったが、審査結果では事業経営計画及び管理経費縮減等への取組という基準において、他の申請団体と差がついている。社会福祉法人日本点字図書館は、既に他の点字図書館を運営している実績があり、より具体的な計画や基本方針、職員配置計画が示されたことなどから指定管理予定者として選定された。

\* 中途視覚障害者への歩行訓練や日常生活訓練の実績と今後について

現行の盲人図書館は、点字図書館と日常生活訓練を主たる事業としており、新たな視覚障害者情報文化センターにおいても引き続き事業を継続していく予定である。今回、応募のあった団体は日常生活訓練においては、いずれも具体的な実績はないが、社会福祉法人日本点字図書館においては、中途視覚障害者に対する支援を実施しており、歩行訓練士の採用や経験のある職員の配置を行う計画も示されており、歩行訓練や日常生活訓練の実施は問題ないと考えている。

\* 今後、代読や代筆のサービスを実施することについて

現行の盲人図書館では、代読や代筆など個人的ニーズへの対応を行ってきたが、今後については指定管理予定者と協議していきたい。

\* 指定管理予定者の指定管理業務実績の有無及び経営状況について

指定管理予定者である社会福祉法人日本点字図書館は、過去に指定管理業務の事業実績はなく、今回が初めてである。なお、平成23年度は赤字経営であるが、民間活用推進委員会には財務を専門としている委員が2人おり、書類等を精査した結果、特に問題ないと判断された。

\* 指定管理者への業務引継ぎについて

引継期間は1年間とし、現行の盲人図書館の職員と十分調整を行いながら、

業務を引き継いでいきたい。

\* 指定管理者、利用者、ボランティアが連携できる体制の構築について

社会福祉法人日本点字図書館では、サービス委員会の設置を検討しており、その中で利用者やボランティアの意見を聞き、事業に反映できるよう計画している。市としても、こうした連携は重要であると認識しており、利用者のための運営ができるよう支援していきたい。

《意見》

- \* 今後、高齢化が進む中で高齢者の中途視覚障害に対する支援がより必要となるため、代読、代筆などの重要なサービスは継続して実施するとともに、拡充してほしい。
- \* 指定管理者への引継ぎに当たっては、当事者だけでなくボランティアや関係団体を含め、市の責任において調整してほしい。
- \* 利用者やボランティアの意見について、指定管理者に任せることだけでなく市としても把握するとともに、指導する立場として適切に対応してほしい。
- \* 指定管理者制度においては、全国展開しているような大きな規模の団体が実績や企画力において有利となる。人と人との関わりが重要な福祉の現場においては、点数だけでは判断できないこともあるため、すべて一律に指定管理者制度を導入するだけでなく、今後何らかの検討を行う必要がある。
- \* 指定管理者制度は、正規職員の雇用の安定性や福祉の専門性になじまないことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第237号 川崎市百合丘老人いこいの家の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決